社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会 備品貸出事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う貸出用備品の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条　貸出の対象となる団体及び個人は、原則美濃加茂市内の団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 自治会
2. 本会登録のボランティア団体及びふれあい・いきいきサロン登録団体
3. 子ども会
4. まちづくり協議会
5. 行政機関
6. 支部(地区)社会福祉協議会
7. ＭＴ夢クラブ21の加入団体(市内の団体に限る。)
8. ＰＴＡ
9. 社会福祉団体
10. 社会福祉施設
11. 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
12. その他本会会長（以下「会長」という。）が認める団体及び個人

（貸出対象事業）

第3条　貸出の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 地域住民の交流を推進することを目的とする事業
2. 地域住民の福祉教育を目的とする事業
3. 防災及び減災を目的とする事業
4. 子ども食堂事業
5. その他会長が認める事業

2　次の各号のいずれかに該当する事業については、備品の貸出を行わないものとする。

1. 営利を目的とする事業
2. 特定の政党の利害に関する事業
3. 特定の教派、宗派もしくは教団等を支援する事業

（貸出用備品）

第4条　貸出を行う備品は別表１に掲げる備品とする。

（貸出期間）

第5条　貸出期間は、原則4日以内とする。ただし特別な事情がある場合は、会長の認める限りにおいて貸出期間を延長することができる。

　（貸出料金）

第6条　貸出料金は無料とする。

　（貸出申込）

第7条　貸出用備品を借り受けようとするものは、貸出日の６か月前から貸出日の前日までに備品借用申込書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。

　（貸出用備品の返却）

第8条　貸出用備品を借り受けたもの（以下、「使用者」という。）は、当該貸出用備品の貸出期間が満了、もしくは使用する理由が消滅した場合に、当該貸出用備品を速やかに会長が指定する場所へ返還しなければならない。

（禁止事項）

第9条 貸出用備品に関して、使用者は次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

1. 申請した目的以外の使用を行ってはならない。また、貸出用備品を他の団体等に譲渡又は貸与してはならない。
2. 貸出備品を転貨、交換してはならない。
3. 使用した備品や付属品は必ず清掃して返却することとし、清掃が未実施の場合や不十

分な場合には、再清掃の実施もしくは相応の清掃費用を本会に支払わなければならない。

（使用の制限及び取消）

第10条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときには、貸出を取り消すことができる。

1. 使用者が要綱に違反したとき
2. 災害時等のやむを得ない事情があったとき
3. その他会長が必要であると認めたとき

　（管理責任）

第11条　使用者が貸出用備品を使用するにあたって発生した事故については、使用者がすべて責任を負うものとし、本会は一切の責任を負わない。

2　使用者は、貸出用備品を紛失及び破損させた場合、本会に速やかに報告し、実費負担で修繕もしくは新規購入するものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

　附則

　この要綱は、令和3年9月1日から施行する。